

議 第 3 3 号

会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す
る 条 例 の 制 定 に つ い て

本 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
を 下 記 の と お り 制 定 す る も の と す る 。

令 和 6 年 (2 0 2 4 年) 2 月 2 2 日 提 出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 の 一 部 を
改 正 す る 条 例

新 潟 県 柏 崎 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 等 に 関 する 条 例 (令 和 元 年 条
例 第 1 7 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 8 条 の 次 に 次 の 1 条 を 加 え る 。

(勤 勉 手 当)

第 8 条 の 2 勤 勉 手 当 は 、 6 月 1 日 及 び 1 2 月 1 日 (以 下 こ の 条 に お
い て こ れ ら の 日 を 「 基 準 日 」 と い う 。) に そ れ ぞ れ 在 職 す る 短 時 間
勤 務 会 計 年 度 任 用 職 員 と し て の 任 期 の 定 め が 6 か 月 以 上 の 短 時 間 勤
務 会 計 年 度 任 用 職 員 (1 週 間 当 た り の 勤 務 時 間 が 著 し く 少 な い 者 と
し て 規 則 で 定 め る も の を 除 く 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。) に 対 し 、
当 該 職 員 の 基 準 日 以 前 に お け る 規 則 で 定 め る 期 間 の 勤 務 成 績 の 結 果
及 び 基 準 日 以 前 6 か 月 以 内 の 期 間 に お け る 勤 務 の 状 況 に 応 じ て 支 給
す る 。 こ れ ら の 基 準 日 前 1 か 月 以 内 に 退 職 し 、 又 は 死 亡 し た 短 時 間
勤 務 会 計 年 度 任 用 職 員 (規 則 で 定 め る 者 を 除 く 。) に つ い て も 、 同
様 と す る 。

2 勤 勉 手 当 の 額 は 、 そ れ ぞ れ の 基 準 日 現 在 (退 職 し 、 若 し く は 失 職
し 、 又 は 死 亡 し た 短 時 間 勤 務 会 計 年 度 任 用 職 員 に あ っ て は 、 当 該 退

職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)における報酬に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 基準日において、一会計年度における短時間勤務会計年度任用職員としての任期が6か月以上ある者のうち、別表の日額及び時給の区分に該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「死亡した日現在)における報酬」とあるのは、「死亡した日)以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額」とする。

4 前3項に定めるもののほか、勤勉手当の支給方法、支給制限、勤務期間の算定に関しては、給与条例の規定を準用する。

第11条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

別表中「第8条」の次に「、第8条の2」を加え、

「

147,465円	6,983円	956円
156,800円	7,029円	995円
164,200円		
162,848円	7,196円	1,028円
179,220円	7,572円	1,313円
184,597円		
216,424円	10,206円	1,467円

」を

「

149,100円	7,042円	956円
158,600円	7,110円	1,006円
166,100円		
164,700円	7,196円	1,028円

179,220円	7,656円	1,327円
186,700円		
218,900円	10,318円	1,483円

」に、

「

161,900円		
189,100円	8,400円	1,477円
209,400円		1,642円
267,200円	10,990円	1,930円
338,100円		
199,500円		
162,848円	7,196円	1,028円

」を

「

163,700円		
191,200円	8,491円	1,493円
211,800円		1,660円
270,200円	11,112円	1,930円
341,900円		
201,700円		
164,700円	7,196円	1,028円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する職員を除く。)」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号
）」を加える。

新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年9月24日条例第17号）

改正後	改正前
<p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する短時間勤務会計年度任用職員としての任期の定めが6か月以上の短時間勤務会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における規則で定める期間の勤務成績の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）について、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した短時間勤務会計年度任用職員にあっては、当該退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）における報酬に、任命権者が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 基準日において、一会計年度における短時間勤務会計年度任用職員としての任期が6か月以上ある者のうち、別表の日額及び時給の区分に該当するものに対する前項の規定の適用については、同項中「死亡した日現在）における報酬」とあるのは、「死亡した日）以前6か月以内の在職期間における報酬の1か月当たりの平均額」とする。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、勤勉手当の支給方法、支給制限、勤務期間の算定に関しては、給与条例の規定を準用する。</p>	<p>(報酬等の支給日)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給日は、正規職員の例による。</p> <p>3 (略)</p>

改正後

別表（第2条、第8条、第8条の2関係）

職種	職務の 級	標準的な職務	月額	日額	時給
事務補 助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	149,100円	7,042円	956円
	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	158,600円	7,110円	1,006円
	3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	166,100円		
技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	164,700円	7,196円	1,028円
	2級	高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	179,220円	7,656円	1,327円
	3級	保育業務の主任当、高	186,700円		

改正前

別表（第2条、第8条関係）

職種	職務の 級	標準的な職務	月額	日額	時給
事務補 助	1級	定例的な事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	147,465円	6,983円	956円
	2級	高度の知識経験を必要とする事務の補助又は窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	156,800円	7,029円	995円
	3級	相当高度の知識経験を必要とする窓口業務に従事する職務その他規則で定めるもの	164,200円		
技術職	1級	保育業務の補助又は専門員若しくはこれに相当する職（以下「専門員等」という。）の職務その他規則で定めるもの	162,848円	7,196円	1,028円
	2級	高度の知識経験を必要とする専門員等又は教育業務の職務その他規則で定めるもの	179,220円	7,572円	1,313円
	3級	保育業務の主任当、高	184,597円		

改正後		改正前	
その他規則で定めるもの		その他規則で定めるもの	
5級	341,900円	5級	338,100円
相当高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの		相当高度の知識経験を必要とする相談員等の職務その他規則で定めるもの	
1級	201,700円	1級	199,500円
施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの		施設の副所長又はこれに相当する職の職務その他規則で定めるもの	
1級	164,700円	1級	162,848円
調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの		調理業務の補助又は労務の補助の職務その他規則で定めるもの	
1級	7,196円	1級	7,196円
技能職		技能職	
	1,028円		1,028円
(略)		(略)	

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月27日条例第3号）

改正後		改正前	
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)		(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	
第7条 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号。以下「給与条 例」という。）第17条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい る職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定める これに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給 する。		第7条 新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号。以下「給与条 例」という。）第17条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしてい る職員（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を 除く。</u> ）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定め るこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支 給する。	
2 (略)		2 (略)	
(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)		(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)	

改正後

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要と認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

改正前

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要と認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。